



ご契約情報家族連絡サービス規程

平成27年10月1日制定

本規程は、日本生命保険相互会社（以下、「会社」といいます）が運営・提供するご契約情報家族連絡サービス（以下、「本サービス」といいます）の利用に際しての取扱いを定めるものです。

第1条（用語の定義）

- 次の各号に定める者を「保険契約者等」といいます。
 - 会社の保険契約における保険契約者
 - 据置支払を選択した保険金等の受取人
 - 年金開始後の年金受取人
 - 保障内容の変更取扱いに関する特則に定める承継保険契約者
 - 継続サポート年金支払期間中の継続サポート年金の受取人
 - 第1号から第5号に定めるほか、会社の定める者
- 保険契約者等以外の方の連絡先として、保険契約者等が登録した者を「家族連絡サービス対象者」といいます。
- 家族連絡サービス対象者の登録を行った保険契約者等を「登録済契約者」といいます。
- 保険契約者等が第1項第2号・第3号に該当する者である場合は、本規程を以下のように読み替えます。

本規程での表記	読み替え表記
保険契約	保険金据置契約 年金開始後契約

第2条（サービス概要）

- 本サービスは、保険契約者等のうち、会社の認めた原則70歳以上のお客様を対象とします。

ただし、企業・団体向け商品、金融機関窓口販売商品等のみにご加入の保険契約者等は本サービスの対象ではありません。
- 会社は、家族連絡サービス対象者に対して、以下の場合に連絡をすることがあります。
 - 大災害発生時やご高齢の方などへの現況確認等において登録済契約者と直接の連絡がとれず、登録済契約者および被保険者の安否確認・緊急連絡が必要な場合
 - 以下の手続きにおいて、会社が知った最終の登録済契約者の住所および通信先を用いても登録済契約者および被保険者と連絡がとれず現況確認が必要な場合
 - ①満期保険金の支払い
 - ②年金の支払い
 - ③据置生存給付金（満期時）・据置生存保険金（満期時）の支払い
 - ④年金繰延期間満了時・据置満了時の支払い
 - ⑤据置保険金（満期時）の支払い

⑥主契約更新（満了）時の支払い

⑦その他会社が必要と認めた手続き

(3) 会社の保険商品のご紹介や会社所定のサービスのご案内を行う場合

3. 会社は、登録済契約者の権利行使の補助を目的として、家族連絡サービス対象者に対し、第5項各号に定める内容を開示するための通知物を定期的に送付します。
4. 前項の規定により、会社が家族連絡サービス対象者に対し通知物を送付し、会社が知った最後の家族連絡サービス対象者の住所に当該通知が到達しなかった場合には、会社は、それ以降家族連絡サービス対象者宛てに当該通知物を送付しません。
5. 会社は、登録済契約者の権利行使を補助するために必要な場合に、家族連絡サービス対象者に対し、登録済契約者の以下の項目を開示します。
 - (1) 保険契約の特定に必要な項目
 - (2) 保険契約の内容に関する項目
 - (3) その他会社が必要と認めた項目

第3条（家族情報の登録・変更・削除について）

1. 保険契約者等は、会社の定めるところにより、保険契約者等ごとに家族連絡サービス対象者（日本国内に住所を有する者に限る）を原則以下のいずれかに該当する者から1名登録することができます。
 - (1) 保険契約者等の配偶者、子、孫、兄弟、姉妹、甥、姪
 - (2) 保険契約者等の加入する保険契約における被保険者、受取人、指定代理請求人、後継保険契約者
2. 保険契約者等は、本サービスの提供を受けるため、第4項第2号に定める情報を正確に登録することを要します。
3. 保険契約者等は、本サービスの提供を受けるため、保険契約者等の連絡先等の個人情報を家族連絡サービス対象者が会社へ開示することについて同意することを要します。
4. 保険契約者等は、本サービスの提供を受けるため、以下の事項について、家族連絡サービス対象者として登録する者の同意を得ることを要します。
 - (1) 本サービスを利用すること
 - (2) 以下の情報を「家族連絡サービス対象者に関する情報」とし、これを会社へ開示・登録すること
 - ①氏名 ②生年月日 ③性別
 - ④（保険契約者等との）続柄 ⑤住所 ⑥電話番号
 - (3) 会社より連絡を行う場合があること
5. 登録済契約者は、家族連絡サービス対象者に関する情報に変更があった場合は、家族連絡サービス対象者の同意を得たうえで、直ちに会社へ通知することを要します。
また、家族連絡サービス対象者に関する情報の変更は、家族連絡サービス対象者本人から直接会社へ通知があった場合、会社は変更があったものとして取扱います。
6. 登録済契約者は第1項に定める範囲内で、家族連絡サービス対象者を変更することができます。
7. 家族連絡サービス対象者が第1項に該当しなくなった場合は、登録済契約者は直ちに会社へサービスの停止または第1項に該当する別の者への変更を申し出ることを要します。

8. 登録済契約者は、家族連絡サービス対象者が登録情報の削除を希望する場合は、会社にサービスの停止または第1項に該当する別の者への変更を申し出ることを要します。また会社は、家族連絡サービス対象者から登録の削除申出があった場合は、当該情報を削除することがあります。

第4条（利用期間）

1. 本サービスは、保険契約者等が所定の手続きにより会社へ家族連絡サービス対象者を登録した時点から開始します。
2. 会社は、次の各号のいずれかに該当した場合、本サービスの提供を停止します。
 - (1) 登録済契約者が会社所定の手続きにより、本サービスの利用の停止を申し出たとき
 - (2) 登録済契約者または家族連絡サービス対象者が反社会的勢力に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
 - (3) 家族連絡サービス対象者が登録されている保険契約について、以下のいずれかにより登録済契約者の情報が消滅したとき
 - ①解約・死亡保険金支払等により保険契約が消滅したとき
 - ②登録済契約者と年金受取人が異なる場合で年金の受取りが開始したとき
 - ③登録済契約者と継続サポート年金の受取人が異なる場合で、継続サポート年金支払期間が開始したとき
 - ④登録済契約者が、保険契約者等の変更を行ったとき
 - (4) 家族連絡サービス対象者から登録情報削除の申出があり、登録情報を削除したとき
 - (5) その他会社が必要と認めたとき
3. 前項の規定により本サービスの利用を停止した場合、または第3条第6項、第7項もしくは第8項の規定により登録済契約者が家族連絡サービス対象者を変更した場合、登録済契約者から家族連絡サービス対象者へ連絡するものとし、会社は既に登録されていた家族連絡サービス対象者に登録が取消された旨を通知しません。
4. 第2項の規定（ただし第2号に該当する場合を除く）により本サービスの利用を停止した場合でも、登録されていた家族連絡サービス対象者の情報を第2条第2項第1号の場合や、保険契約者等および被保険者の身体・生命・財産の保護のために必要な場合において使用することがあります。
5. 保険契約者等が加入された保険契約において、被保険者・受取人・指定代理請求人・後継保険契約者への情報（保険契約者等を同一とする全ての保険契約の内容や契約状態等）提供につき、別途保険契約者等の同意があるときは、本サービスの利用を停止した場合でも、同意のあった情報の提供を行うことがあります。

第5条（本サービスの中断および停止）

1. 会社は、次の場合には、事前に通知することなく本サービスの全部または一部を中断することがあります。
 - (1) 本サービスの提供に必要な設備等の保守・点検を行う場合、または当該設備等に障害が発生した場合
 - (2) 天災・災害その他のやむを得ない事由により本サービスの提供ができない場合

(3) その他、会社が本サービスを中断する相応の事由があると判断した場合

2. 登録済契約者は、会社が交付した通知または書類が、偽造、盗難、紛失等により他人に使用される恐れが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、速やかに会社に通知ください。この通知を受けたときは、直ちに本サービスの停止措置を講じます。

第6条（会社の免責）

保険契約者等が第3条第2項、第5項または第7項の規定に反したときは、そのために生じた保険契約者等および家族連絡サービス対象者にかかる損害については、会社は責任を負いません。

第7条（規程の変更、廃止）

1. 会社は、保険契約者等の事前の承諾なしに本規程の内容を変更または廃止できるものとします。この場合、会社は変更内容および変更日（廃止する場合は廃止日）を通知もしくは公告し、または会社のインターネットホームページ等において告知します。
2. 前項の場合、変更日以降は変更後の本規程を適用し、廃止日以降は本規程の適用を終了します。

第8条（情報の利用）

会社は、保険契約者等の保険契約等の内容、家族連絡サービス対象者に関する情報、本サービスの利用に係る過程で知り得た情報を、以下の目的で利用いたします。また、会社が、関連会社、提携会社である他の保険会社の代理店として取扱う保険商品のご提案に必要な範囲で当該他の保険会社と共同で利用する場合があります。

- (1) 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い
- (2) 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- (3) 会社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (4) その他保険に関連・付随する業務

なお、会社におけるお客様に関する情報の取扱いについては、ニッセイホームページ（<http://www.nissay.co.jp>）をご覧ください。

第9条（被保険者・受取人・指定代理請求人・後継保険契約者への情報提供）

会社は、保険契約の継続・維持管理、保険金・給付金等の支払いを目的に、保険契約者等を同一とする全ての保険契約の契約内容や契約状態等の情報を、保険契約者等を同一とする全ての保険契約の被保険者・受取人・指定代理請求人・後継保険契約者に提供する場合があります。